

令和４年第２回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第２回定例会
2	開会	令和４年　６月１５日
3	閉会	令和４年　６月１５日
4	会期	１日　（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席　　１１名　欠席　０名
6	議案件数	１４件　（うち議員提出４件）
7	議決の状況	(1)原案可決　　６件 (2)原案承認　　５件 (3)報告済　　２件 (4)採　　択　　２件
8	法第９９条の意見書	２件
9	その他	傍聴者　　１５日　　１０名
10	会議録の写し	別紙のとおり添付
11	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和4年 第2回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和4年6月15日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	内 田 恵 子	2 番	佐 藤 妙 子
3 番	熊 木 恵 子	4 番	西 股 裕 司
5 番	志賀浦 学	6 番	本 間 秀 正
7 番	石 川 康 弘	8 番	加 藤 真 悟
9 番	川 幡 宗 宏	10 番	細 川 美喜男
11 番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

9 番	川 幡 宗 宏	10 番	細 川 美喜男
-----	---------	------	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保健福祉課長	佐 藤 由美子
産業振興課長	岩 本 聖	都市整備課長	黒 島 滋 規
会計管理者	蛭 沢 千 晴	病院事務長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	鈴 木 潤 也	生涯学習課参事	原 田 光 一
--------	---------	---------	---------

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠 原 大 介
-----------	---------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和4年第2回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

9番 川幡 宗宏議員、10番 細川 美喜男議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申出がありましたので、これを許します。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

令和4年第2回議会定例会の運営について、去る6月8日に議長出席のもとに、議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として、派遣承認1件、各委員会所管事務調査1件、町からは、専決処分3件、令和4年度各会計補正予算2件、条例関係1件、一般議案3件、報告案件2件であります。

以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は、本日6月15日から6月16日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

最後に、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は6月15日から6月16日までの2日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は6月15日から6月16日までの2日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は御手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和4年3月分及び4月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容につきましては、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 南幌町議会報告懇談会実施報告をいたします。

本件につきましては、令和3年第1回議会定例会において、議員全員の派遣を議決して実施したものであります。これにより南幌町議会まちづくり特別委員会委員長より報告させます。

7番 石川 康弘議員。

石川議員

それでは、令和3年12月に行われました議会報告懇談会の結果を御報告申し上げます。南幌町議会報告懇談会実施報告。令和3年第1回南幌町議会定例会において、議員全員の派遣を決定した議会報告懇談会を実施したので、その概要を次のとおり報告します。1実施日程、令和3年12月18日土曜日であります。2実施内容、日頃の議会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目的にコロナ禍ではあったが、感染症対策に配慮し1会場に出向き開催した。各委員会活動報告や以前に行った書面による議会報告懇談会の対応報告を行った。3結果、会場には10人の町民皆さんの参加をいただき、活発な意見交換を行った。また、参加者にアンケート調査を実施し、町民から出された意見や要望等は全体で検討を重ね、今後の議会運営に反映させることとした。4まとめ、今後も引き続き幅広く町民の声を聞くとともに、議会として情報提供と説明責任を果たし、開かれた議会を目指していくものである。以上、報告いたします。

議 長

以上で、南幌町議会報告懇談会実施報告につきましては報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本議会定例会にあたり、2件の行政報告を行います。

初めに、農作物の生育状況について御報告します。今年は例年に比べ積雪量が多く、少し遅い雪解けとなったものの、3月下旬から4月における好天により、圃場の乾燥が進み、耕起など農作業は順調に行われています。空知農業改良普及センター空知南西部支所の6月1日現在の作物状況調査によりますと、水稻は、5月中旬に田植えが始まり、順調に作業を終えたところです。移植後も天候に恵まれ、活着も良好で、生育は平年並みに推移しています。雪解けの影響が心配されました秋まき小麦は、雪腐病の発生が平年よりやや少ない傾向で、生育は平年より4日ほど早く進んでいます。大豆においては、播種作業は平年より6日ほど早く進みましたが、5月中旬からの小雨の影響により、出芽が5日ほど遅れています。キャベツなどの野菜については、移植作業は計画どおり進み、生育は平年並みとなっています。以上のように、各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し、無事に出来秋を迎えられますよう、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に努めてまいります。

次に、新型コロナワクチン予防接種の接種状況について、御報告します。本町におけるワクチン接種につきましては、6月6日現在、全体で6,303人、85.3%の方が2回目の接種を終了しています。12歳以上が対象の3回目の接種につきましては、全体で5,358人、72.5%の方が終了しています。そのうち、65歳以上の高齢者は、2,381人、92.9%となっています。また、4回目の接

種につきましては、6月23日から高齢者施設に入所されている方の接種を開始し、在宅の方は6月30日からあいくるでの集団接種を行います。ワクチン接種は9月まで実施し、希望される町民の皆様が安心して接種できるよう対応してまいります。

以上、一般行政報告とします。

議 長

以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は3名でございます。順番に発言を許します。

2番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

本日は町長に御質問させていただきます。本町の米と米粉の普及拡大について。日本の国民一人当たりの米の消費量は減少し続け、米離れが加速しています。これは食生活の多様化、少子高齢化、世帯構造の変化などが要因と考えられ、今後も進んでいくものと予想されます。その中で本町では様々な品種の米を生産し、子育て支援米支給事業、小学校のバケツ稲づくり事業などを進めています。

第6期総合計画後期計画では「地元消費者と生産者の距離が近い地産地消の取り組みを中心に本町だからこそ手に入る安全安心な農産物の消費拡大を推進する」と方向性が示されています。米の生産を主軸に産業を推進している町として、町民や新規移住者に南幌産米をより知っていただき消費拡大につなげる取り組みが必要と考えます。さらに食育活動や米粉の利活用からも消費が拡大されと考えますが3点町長に伺います。

1、南幌産米を町民がより理解し、利用して頂くために南幌産米の情報をわかりやすく伝えるための町の取り組みは。

2、米は和食文化を継承し子どもの成長や健康づくりに大きな影響を与えるものと考えます。米中心の日本型食生活への改善を促し、食育から米の普及を拡大する考えは。

3、今後、小麦の高騰が予想され、それに代わる米粉の活用推進を政府でも強く推し進めています。米粉はお菓子やパン以外にもパスタやうどん、ピザにも代替できます。本町でも米粉を使用したドーナツやシフォンケーキなどを製品化した事業者や団体が活躍しています。住民や事業者、団体などが米粉を活用し普及拡大するために町からの支援策は。

議 長
町 長

町長。

本町の米と米粉の普及拡大について、の御質問にお答えします。1点目のご質問については、南幌産米の情報は、「第2期南幌町食育推進計画」の中で示しており、ホームページに掲載しています。

また、地元消費者と生産者の距離が近い地産地消の取組として、「ビューロー直売所」の設置や「なんぼろ朝市」、観光協会イベントなどの開催を支援しています。引き続き、イベント等の場を通じた南幌産米をはじめとする農産物の販売、情報機会の創出に取り組んでまいります。

2点目のご質問については、南幌産米の理解と食に関する知識を深

めるため、子育て支援米の支給事業や小学生のバケツ稲づくり、学習田での田植え、稲刈りなどの食育体験を実施しております。小学生からは「お米を大切にしようという気持ちをもった」などの感想があり、お米に対する事業効果が高いと考えています。

また、昨年に引き続き、小学生を対象とした「スープカレーセミナー」を実施するほか、本年度新たに中学生を対象とした「食育講演会」、並びに一般の方を対象とした「給食試食会」を開催する予定であり、これらの事業を通じて南幌産米の普及拡大につなげてまいりたいと考えます。

3点目のご質問については、事業者や団体への製品化に向けた支援は考えていませんが、今後、米粉の需要拡大が見込まれることから、米粉を活用した料理教室の開催など、普及拡大に向けた取組を検討してまいります。

議 長
佐藤議員
(再質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。まず1点目ですね。地元消費者と生産者との距離が近い地産地消の取り組みとして、情報機会の創出に今後取り組んでいかれるという、そういうお話でございました。先日、移住して来られた子育て世代の若い奥さんから、南幌町は子育てがしやすく野菜もお米もおいしいところと聞いて引っ越してきました。地元でいろいろな種類のお米を子どもに食べさせたいのですが、農家さんと直接触れ合うにはどうしたらいいんでしょうかと、そのように聞かれました。南幌では、減農薬や無農薬、各農家さんそれぞれでお米を作っておりますので、私も分かる範囲でお調べしてお伝えしましたが、正直私も詳しくはわかりませんでした。改めてそのような意識を持ってこの南幌に移住してくださる人が増えているんだなあということ、大変嬉しく思い、そのような形で気付かせていただきました。移住された人が、直売所や農家さんのところを探しても、探しきれないということもありますし、また電話しても農作業中であればお留守になるということもございます。突然の訪問は、作業中であれば当然対応が大変だろうと思います。生産者と消費者をつなげるためには、やはり情報の提供が必要ではないかと思います。

そこで、例えばビューローの観光物産館のなかにお米の情報館と表示して、住民にお米の種類や自分の欲しいお米を作っているところなどをお知らせしたり、お米に関する情報の窓口をつくってはいかがでしょうか。南幌は田園文化都市としてこれまで米を中心に発展してまいりました。地元の消費者、特に新しく移住された方たちが南幌のお米をより食べていただくことで、米の消費拡大につながっていくと思います。

それともう1点なんですけれども、南幌町の飲食店のなかで、南幌産の米を使っているお店が非常に多いと聞いております。ただ、多いんですけれども、南幌産米を使用していますよという、そういう表示をしているところが少ないように見受けられるんですね。それで、表示していただくことは南幌産米の普及拡大につながると私は考えるんですけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

それと２点目の食育なんですけれども、先ほどお話しされましたように、日頃から地域のボランティアの皆様には、本当に食育活動を進めていただき大変心強く思っております。食は私たちの健康を支える基礎となるものです。最近では食の欧米化で子どもたちの食環境は大変変化しています。日本型食事とは、ごはんを中心にバランスよく栄養をとる食事ですけれども、もともと米は日本人の体質に合っていて、米は心も元気になる脳のメカニズムもあるそうです。特に南幌に住む私たちは、日常で米の生育を間近で見ることができます。子どもたちは特に、農業体験もできる大変恵まれた環境に住んでいると思います。食育推進計画のなかの食育アンケートの結果では、南幌町のお米や野菜などの農産物を食べたことがある人は９９％でした。皆さん召し上がっていると思うんですけれども、だんだん、やはり地元のおいしい野菜を食べ続けると、地元意識の高い町民の方が増えていらっしゃると思います。今後南幌産のお米の認識を広めるためにも、健康はもちろんなんですけれども、和食のマナー、行事食の由来とか、また、南幌と米の歴史を町民が学び合える機会をつくって、住民に、また、子どもたちに南幌と米の歴史を伝承していくことが大事だと思います。そのことに関して、町長はどのようにお考えかお聞きいたします。

それと３点目の米粉なんですけれども、ここ数年米粉は小麦粉アレルギーのある方の代用品として注目を浴びているものでございますけれども、最近では家庭用の製粉機や、余りごはんでパンが作れるという家庭用のパン焼き機も販売されております。以前、南幌町でもＧＯＰＡＮという機械を貸し出した経緯もあったようでございますけれども、その当時からみると、随分と価格は抑えられているようです。本当に米粉の普及のために、ぜひ今米粉を買おうとしてもなかなか売っているところがたくさんあるわけではないですので、ぜひ米粉の製粉機ですね。それも家庭用のものもございますし、米粉のパン焼き機、そういうのを購入された方に対して、町のほうから補助金制度の考え方が先ほどありませんとは言っていたんですけれども、もう一度お聞きしたいと思います。また、そのほかに例えばですね、ふるさと物産館に、製粉機を設置して、そして町民に米粉をつくってもらって活用してもらおう。自分の家からお米を持って行ってその製粉機を活用してもらおう。他市町村でも道の駅に設置してやっているところもあるようでございます。そういう部分では、米粉に関して町長にお聞きします。この３点再質問いたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。まずお米の情報でございますけれども、本町以前からいろいろな情報を発信してきてございます。現在、南幌ベジタブック、または、食育まるかじりガイドというものを発行して、一部、お米の紹介、または直売所の紹介をしているところでございます。また、町ではございませんけれども、農協さんのほうでは、年に３回発行しておりますＦａｎＦａｎＦＯＯＤ！という、これまた大変詳しい生産過程や栽培管理など、詳しく掲載したものでございます。これはお米特集号というものも出されており、全町を対

象に配布をされております。大変特化した取り組みではないかと思えます。

また取り組みに関しましては、なかなか今までコロナ対策というものに追われて、なかなかそういう事業は取り組めなかった経過がございますけれども、昨年度観光協会の町内イベントで、町内産の新米5種類を販売して、あわせて生産農家の情報を出しました。それらの取り組みをしてございます。また、これからコロナの感染回復とあわせて、またそういうような動きがまた出てくるものと思えます。

あと移住者の方がですね、どこで買ったらいいのかというようなお話でございますけれども、朝市はもう25年近い歴史がございます。7月から10月まで毎週開催されて、本年も7月3日から開催ということで、生産者の方は準備をいただいております。毎回出店されている生産者には大変頭の下がる思いでございます。また秋には収穫し、精米したての新米が販売されてございます。実際美園地区の方も、若い世代の方が日曜日に親子で朝市に見えられているのも、私何度も見てございます。ぜひそういう取り組みを促進したいと思っておりますので、そういう促しもこれからやっていきたいということで考えております。

また、町内飲食店における地元産の使用といたしますか、そういう表示でございますけれども、この取り組みについては大変いいことかなと思えますので、私も機会があれば、そういうことについてお話をしていきたいなと思っております。

また、お米といたしますか、食育の継承といたしますか、そちらの部分でございますけれども、先ほど申し上げております小学生ではバケツ稲づくり教育田ということで、稲作文化や食の大切さを学んでいただいております。中学校においては、本年度新たに食育講演会を開催しまして、成長期における正しい食事と体力づくりについて学んでいただく予定でございます。さらに、本年度は全町民を対象に学校給食試食会を実施し、本町の農産物の理解促進に努めていく考えでございます。

3つ目の米粉につきましては、議員がおっしゃったとおりGOPANという製粉機を以前、町のほうで2台用意して貸し出した経過がございます。年数の経過とともに、多くの方が扱われるということで故障し、今は休止している状態でございます。これから米粉の需要がさらに推進されるということもございますので、今、そういうGOPANに代わる新しい商品開発もされていると思います。また、それほど高額ではないというふうに考えているものですから、これにつきましては世代更新し、家庭やグループなどの体験できる活動に貸し出しをしていきたいなというふうに考えてございます。なお、町民の方が、そういう家庭用の製粉機を購入した際の助成とかそういうことは、今現在では考えてございません。また、ビューローでの米粉に関する推進拡大につきましては、これにつきましては米粉のこれからの需要拡大、それらの方向をみながらまた検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長
佐藤議員
(再々質問)

2 番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。1 点目に関しては、本当にそのようにたくさんいろいろな事業をされているというお話を聞きまして、本当に嬉しい思いがいたします。確かにビューローの中に、農協さんですとかいろんな団体の食に関する資料があります。私も見たことはありますけれども、ぜひ南幌のホームページにも、しっかりそういう部分でいろいろな形で出していただきたいなと思います。私も皆さんのほうに、ぜひビューローに行ってそういうものがあるので見に行ってくださいということはお伝えしようかと思っております。やっぱりビューローの機能を情報館としますます機能させてほしいという思いがありますのでよろしくお願いいたします。これは要望です。

それと、南幌の飲食店さんのお米の使用の掲示なんですけれども、町長からそのようにお話を受けまして、私も嬉しい思いなんですけれども、まず最初にビューローのレストランですね。そのところからしていただければなと思います。

それと食育のほうはこれまで同様、またさらに南幌の米の歴史をしっかり子どもたちに伝えていっていただきたいと思っております。

それで製粉機なんですけれども、いろいろ考えていただけたということだったんですが、南幌町の調理室にも何台か用意していただければ嬉しいなという、そういう思いでおります。

今回ですね、本当に南幌の米の生産者の方々は、いま国の政策で本当に大変厳しい状況を強いられているとお聞きしています。こんなときだからこそ、南幌産の米を食べて、南幌のお米の消費を拡大できるように、住民も町も力を合わせて頑張るときではないのかなという、そういう思いで今回質問させていただきました。これまでの総合計画や食育計画、あらゆるところで本町では緑豊かな田園文化のまちとうたっております。本町は、農地面積の約 40%がお米をつくっております。私は、地元消費者にも自信を持って南幌町をアピールできると思っております。そのアピールも、ただすごいですよっていうアピールじゃなくて消費者の心に残るようなものでなければいけないと思っているんですね。例えば農猿さんのお祭りで、トラクターの試乗会や綱引き、どこの町もやったことがないようなことをやっております。また秋の収穫祭で行うサンマの掴み取りで、やはり皆さんイメージが、次これがあるから行こうっていう、そういうユニークなイメージでアピールをしております。ぜひ南幌町も、例えばですけれども、ななつぼしの語呂合わせで 7 月 2 日をななつぼしの日とか制定してイベントを仕掛けるとか、ぜひ若い職員さんを中心とした、米の消費拡大に向けた新たな試みの考えを、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問に答えします。1 点目のホームページの件でございますけれども、現在町内の農業グループの方がですね、自らホームページにアップをしまして、そういうことで消費者の方とコミュニケーションを取るような情報発信を行っております。

2 点目の飲食店への南幌産米の使用の表示でございますけれども、

ビューローの食堂につきましては南幌産米も当然使っておりますので、これについてはすぐできることなので、速やかに実施をしてまいります。

3点目の消費者の心に残るアピールということで、我々も精いっぱいやっているつもりでございます。ただ現状に満足することなく、これからも基幹産業の町として止まることなく、そういう活動の充実に努めてまいりたいと思っております。新たな取り組みについては、現状では考えているところではございません。

議 長

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

熊木議員

次に、3番 熊木 恵子議員。

町長に2問の質問を行います。まず1問目、役場庁舎懸垂幕の増設について。役場庁舎正面に掲げられている懸垂幕については、現在は北海道日本ハムファイターズ南幌町応援大使の懸垂幕と、南幌町開拓130年、町政施行60周年の懸垂幕が掲げられています。4月までは2011年3月議会定例会において全会一致で採択された「非核・平和のまち宣言南幌町」の懸垂幕が掲げられてきました。

宣言文には「私たち南幌町民は、水と緑にはぐくまれた自然と豊かな郷土を大切に守り、未来を担う子どもたちと美しいふるさとのために、町民一人ひとりが平和の実現に向けて努力することを誓い、ここに「非核・平和のまち」を宣言します。」とあり、このように格調高く掲げられた非核・平和のまち宣言は、町の誇りではないでしょうか。いまロシアのウクライナ侵略戦争により改めて平和の尊さが大切だと感じている町民が多いと思います。

これまで台風などの影響ではずしたことはありましたが、今後、南幌町が発展を目指す中で環境や社会に向けたメッセージなどを懸垂幕で掲げ啓発する機会も増えると思います。

今回のように一時的にはずすことも今後予想されることから、現在2基しか設置されていない懸垂幕を早急に増設する考えはないか伺います。

議 長
町 長

町長。

役場庁舎懸垂幕の増設について、のご質問にお答えします。

非核・平和のまち宣言は、先人が築いた水と緑豊かな大地に育まれた南幌の地を守り、次代を担う子ども達に引き継いでいくため、平和の尊さと平和維持の重要性について意識啓発推進するため決議いただいたものであり、その思いは変わることなく、私自身も強く世界の平和を願うものです。

役場庁舎の懸垂幕については、今年度、北海道日本ハムファイターズの応援大使派遣の決定を受けて、上沢選手と上原選手を全町挙げて応援したいとの思いと、「南幌町開拓130年・町政施行60周年」の記念すべき節目の年であることから、5月に懸垂幕を設置し、一時的に「非核・平和のまち宣言」の懸垂幕を下ろしていますが、今後、新たなものを設置すべく進めておりますのでご理解願います。

なお、役場庁舎の懸垂設備については、平年時は現在の2基で対応可能であることから増設は考えていません。

議 長
熊木議員
(再質問)

3 番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。ただいま町長の御答弁で、一時的に非核・平和のまち宣言の懸垂幕を下ろしているということで、今後新たなものを設置すべく進めているということだったんですけれども、今2基のほかにもう1基新しくつくるといことでしょうか。

それから何点か伺いたいんですけれども、日本ハムファイターズの応援の懸垂幕と、それから開拓130年というのは、既に決まっていたというか、掲げられることになっていて、5月に平和のまち宣言の懸垂幕を下ろしたときに、その期間がどのくらいに及ぶものかといことは想像できたと思うんですけれども、その辺では下ろした理由というのは今一時的にということでおっしゃいましたけれども、その設置基準とかそういうものがあるのかどうか伺いたいです。

それから、今新たなものを設置すべくという御答弁だったんですけれども、日ハムにしても開拓130年にしても、今年11月くらいまでは掲げると思うんですけれども、じゃあどの時期に非核・平和のまち宣言の懸垂幕は掲げる予定でいるのか、その辺の計画を御 答弁いただきたいと思います。

先ほど町長の答弁のなかで、この平和宣言の意義というか、そこは町長も大切に思っているということはお話にありました。私もこの懸垂幕をつくるにあたっては、何度も一般質問をしながら、そのなかで2011年に町のほうから提案されて、それが全会一致で採択されたという経緯があります。ですからすごく重いものだと思っているんですよね。その重さというか、それをやっぱり一時的にでも下ろしたといことは、やっぱり大きなことではないかなと思うので、その辺の経緯とその考え方を伺いたいと思います。

また、宣言文は私も時々出しては読みます。そういうなかで本当に町のことを考えて、町民に向けたメッセージでもあると思いますし、それで一度一般質問のなかでせつかくの宣言文をもっとアピールする必要があるんじゃないかといこととで質問したことがございました。その時は予算の関係とかで、新たに大きな碑とかそういうものをつくる計画はないといこととで、せめてといこととで公共施設に今印刷されたものが掲げられています。私も時々その公共施設を見て回りますけれども、やはり10年も経っていますので経年劣化で透明のケースも黄ばんできていて見づらいような形にもなっているので、その辺を更新するとい計画はあるのかどうか、それも伺います。

また町民への啓蒙といこととで、南幌町はこういう平和宣言をしているんだといことを、やはり広報なりで町民にアピールするといことも必要ではないかと思うんですけれども、その辺についてのお考えを伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。一時的に下ろした理由につきましては、これは最初の答弁のなかで申し上げたとおり日本ハムの応援大使、また開拓130周年の懸垂幕を設置するといためのものでございまして、ほかに理由はございません。一時的に外すというも

議 長
熊木議員
(再々質問)

のの基準も特にございません。当然、宣言の重さにつきましても私が最初に答弁したとおり、大変重く受けておりますし、そのことについては今後も変わりはありません。

また、設置するものでございますけれども、現在2基設置してございますけれども、この度新たに設置しようとするものは固定化したものを設置する考えでございます、準備が整い次第設置したいというように考えてございます。

また、公共施設に掲げてある宣言文でございますけれども、これにつきましては老朽化しているもの、それは状況を確認のうえ更新をしてまいりたいと考えてございます。

なお、町民への宣言文の啓発につきましては、現在は特に考えてはおりません。

3番 熊木 恵子議員。

今の再質問に対する御答弁のなかで、新たなものを設置すべくということで、2本のほかに先ほど増設は考えていないという答弁もあったんですけれども、2本のほかにもう1本つくられるということなのか、そこをちょっとよく理解できなかったのもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

それから先ほど時期についても早急に掲げるべきではないかという意味で私は質問したんですけれども、その辺の時期についても工事がもう発注していつぐらいなのかとかその辺がもしわかれれば、お答え願いたいと思いますし、やっぱり早急に設置すべきではないかと考えるので、そこを改めてお願いいたします。

私のところにもどうしてあれが外れたんだっていうような問い合わせが来ていますし、以前何かでお話ししたかもしれないんですけれども、町外の方で中央バスに乗ってビューローから出て、まっすぐ向かって来るときに役場の真正面に当たるんですよ。そのときに南幌町はこういう立派な懸垂幕が懸かっていてすごくバスから見ても気持ちがいいということを何人もの方から言われたことがあります。ですから、そういう意味から私も本当に大事なものだと思いますし、そこは先ほど町長とも共有させていただいたのでよかったなと思っているんですけれども、それがひとつと、それからやはり町民にこういうものがあるということはお知らせするというので、やはり10年経って、私は町民だけではなくて新しく入った職員の方にも南幌町はこういうものがあるってことは新人教育というか、そういうなかでもすべきだと考えているんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、今その懸垂幕のお話をしたんですけれども、よく他市町村を通るときに、まちの玄関口に大きく非核・平和宣言のまちっていうのを、ようこそ南幌町とかっていう形でね、南幌町ではないですけども、そういうのが建っているところがあるんですけれども、デジタルサイネージで今回予算にも載っていますし、そういうことも一緒に考えるということにはならないのかどうか、町長の考えを伺いたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。現在懸垂幕が2本ございます。そのほかに新たに固定したものを設置するという考えでございます。時期につきましては、詳しくはこの後、総務課長が申し上げますけれども、準備が整い次第実施をするということで今その作業を進めております。

それと、町民への啓発でございますけれども、現在公共施設7か所に宣言文を掲載してございます。今このような世界的な情勢もありますので、公共施設2か所程度また増やしてですね、そしてそういう町民への啓発に努めてまいりたいというように考えてございます。そういうことから、特別そのサイネージで啓発するとか、そういうことは考えてございませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

総務課長

熊木議員のご質問のなかの現在の工事の発注状況等だと思いますが、現在業者のほうにおいて見積を徴収しているところでございます。その見積ができ次第、早急に設置をしたいというようなことでございます。以上です。

熊木議員

それでは次の質問に移ります。

肥料等の高騰による農業者救済を。今年に入って急激な物価の高騰が生活に大きな影響を与えています。基幹産業が農業である本町にとって極めて重大な状況です。輸入に頼る尿素や塩化カリウム、高度化成肥料はそれぞれ過去最高の値上げになっています。原油価格の高騰に伴う肥料原料価格や輸送費の値上がり、円安の進行も大きな要因となって肥料等は最大94%の値上げと報じられています。

本町の農業者は、安心、安全な食料の生産に力を注いでおり、町として農業者を直接支援する必要があるのではないかと思います。緊急に農業者支援策を講ずるべきと考えますが町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

肥料等の高騰による農業者救済を、の御質問にお答えします。世界的な穀物需要の増加による化学肥料価格をはじめ、原油や生産資材価格の高騰など、農業経営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

化学肥料等の高騰対策については、現在、国において激変緩和対策の検討が始まり、また、北海道においては、肥料の購入費に対する助成が検討されております。しかし、具体的な内容がまだ示されていないことから、今後、国並びに北海道の動向を注視しつつ検討してまいります。

なお、肥料コストの抑制対策として、「環境保全型農業直接支援対策事業」等において化学肥料の削減の取り組みを支援しており、引き続き、農協や農業改良普及センター等と連携し取り組んでまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。ただいま御答弁いただいて、国並びに北海道の動向を注視しながらという御答弁でした。町としては、何らかの今後支援をするというお考えには変わりはないということですよね。そこを1点確認させていただきます。

それから今本当に農業者は大変な状況になっていると思うんですよ

ね。先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、米離れとか米の価格もすごく下がっていることもあって、また水田の見直しの政策とかいろいろあって、農業者は本当に大変な状況に追い込まれていると思います。それからちょうど今朝の新聞にも、深川のほうとかでいろんな支援策をするということが出されていました。そのひとつにお米を10キロ支援するということとかも書かれていて、やっぱりその町々の取り組みで町としても農業者を応援するんだということが農業者に伝わることで、また頑張って農業を続けていくということに繋がるかと思うので、そこは国の動向をみながらも、やっぱり町としてこういうことができるんじゃないかといういろんな案をぜひ出してほしいと思います。農家の方はいろいろ化学肥料だけでなく有機農法とかいろんな形で、いろいろ新聞とかにも載っているんですけども、やりくりをいろいろ考えていると思います。それでもやっぱり原料価格が本当に異常な値上がりなので、それをなんとかできないかっていうことで、直接支援できるような形でそれをぜひ検討してほしいということで今質問していて、なかなか国の流れとかいろんなことをみながらなので、すぐ南幌町でいまこういうことをしますということとは出せないかもしれないんですけども、農業者を守るんだという意気込みをぜひ農業者に伝えてほしいと切に思います。その辺ではどうふうに考えているのか伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊本議員の再質問にお答えいたします。議員同様に大変な問題が起きているというように私も考えてございます。また、基幹産業の農業をしっかり守っていかなきゃならないという思いは議員と同じでございます。農業情勢でございますけれども、昨年産の大幅な米価下落、そして米の消費減少が続いているなか、過去最大の肥料価格の高騰で農業経営は大変厳しい状況にあるというように考えてございます。日本では、肥料の原料をほぼ全量輸入していることから、国際価格の変動が大変受けやすいという状況でございます。また、水田活用の直接支払交付金の見直しなど、大きな問題が残されたままでございます。

そんななか、議員が申し上げた肥料の高騰でございますけれども、農業団体のほうの対応としまして、先般ホクレンでございますけれども、全農で肥料の値上げ幅最大で94%というような方針が出まして、ホクレンについてはその激変緩和をするために61億円を拠出しまして、主要11品目の肥料について、平均78%まで下げるというような対応を始めようとしてございます。ホクレンをはじめ全国の系統で、国に対しこの激変緩和や肥料原料の備蓄などを進めるというような方針が確認されているところでございます。

そして国や道の対応でございますけれども、国については燃料や配合飼料の高騰については、いわゆる基金から農家に支援するセーフティーネットという仕組みがございまして、肥料についてはその対象になっておりません。現在その肥料をセーフティーネットの対象に含めるということと、肥料の価格の激変緩和ということで、農家に直接支援をする、そういう緩和対策がいま国で検討が始まったところ

でございます。また、道では2定議会が昨日開会しましたけれども、24億円の補正予算案を計上して、これは肥料や燃料にかかる緊急緩和対策ということで、いまこれから審議がされるものと思われます。

そんななか、本町の農業者への直接支援の状況でございますけれども、やはり生産農家にとっては米の需給や米の価格の回復が見通せないなか、肥料価格が上がっていくということで、さらなる大打撃かと思っております。また、これは全国的な問題であり、当然対策が必要であるというように考えてございます。そういうことから現在国においてその検討が始まっておりますので、その動向を注視しつつ、また、農協との協議をしながら検討を進めてまいりたいというように考えてございます。

議 長
熊木議員
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。国の動向を注視しつつというのは、私も動向をみています。やっぱり町としてなにか考えているということでは、そこも町長は考えているということだと思しますので、そこに期待したいと思います。

先ほど農猿さんの話とかも出ましたけれども、毎年、今はコロナのこともありますけれども、イベントとかで商工会とかそれからJAとかも一緒にいろんなイベントをして、夏祭りとかそういう形で農産物を提供したりとかっていうことをやっています。なかなかイベントを組むということも大変だと思うんですけども、町として農業者を応援するなにかそういう大きな取り組みとか、そういうことを町が呼び掛けて何団体とかでもいいんですけども、そういうことをやって農業者を応援する、そして生産者も消費者も一緒にそこで元気になるという、そういう取り組みをすべきかと思うんですけども、その辺は今後のなかでいろいろ支援策のひとつとしても一緒に検討することとはできるかどうか、それをぜひしてほしいと思うんですけども、考えを伺います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えします。この肥料価格につきましては先ほど申し上げてまいりましたとおり、全国的かつ影響額が非常に大きいということで、大変な問題でございます。町の支援も当然でございますけれども、やはり国策としてどうしていくのか、これが一番重要ではないかなと思ってございます。議員同様に町として支援をしたい気持ちは当然持っております。しかし財源に限りもございます。ほかの事業化もございます。また、支援を行う場合にはやはり国の緩和対策、それらを加えたうえでの影響額を見定める必要もございます。現時点においてはその推移を見定めていきたいというように考えてございます。

また、大きなイベントといいますと、ちょっと私のなかではなかなか想像ができないんですけども、コロナ禍ということもあって、商工会のふれあいまつり、あるいは農協の夜まつり、ともに中止をされてございます。そのような状況もございますので、なかなか大きなイベントというのは現状では考えにくいのかなと思っておりますけれども、や

はり生産者に生産意欲を持っていただくための対策は必要ではないか
というように考えてございますのでご理解いただきますようお願い
申し上げます。

議 長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、場内時計で10時45分まで休憩をしたいと思います。

(午前10時36分)

(午前10時45分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

8番 加藤 真悟議員。

加藤議員

I C T環境をさらに活用した学校教育をと題し、教育長に質問いたし
ます。第6波とされる新型コロナウイルス感染症の広がり、感染力の
高さにより対策を徹底していても日本国内に蔓延していきましました。全国
的には収束の気配を感じてきてはいるものの、まだまだ安心できる生活
は遠く感染対策の欠かせない生活を過ごす日々だと思います。

学校教育については危惧されていた小中学校の学年閉鎖、学級閉鎖が
現実のものとなり、北海道においては大雪による臨時休校も重なるなど
児童生徒にとって過酷な状態となっていました。

そのような中でも、小学校ではタブレット端末を家庭に持ち帰り、朝
の会をオンラインで行うなどI C T環境を利用し家庭での学校教育の
一端を実践することができ学校関係者や教育委員会等、関係機関のご尽
力を感じることができました。

そこで、さらにI C T環境を活用し、コロナ禍でも学力向上を目指す
ため、また学校が児童生徒たちにとってより有意義なものにするため教
育長に3点質問いたします。

1、タブレット端末を利用しオンラインでの授業を行えるような環境
整備を進める考えは。

2、w i t hコロナ時代において、学校が楽しい思い出として記憶に
残るような新たな取り組みは。

3、南幌高校は卒業式をライブ中継しましたが、小中学校において
も運動会や学芸会を配信する考えは。

議 長

教育長。

教 育 長

I C T環境をさらに活用した学校教育を、の御質問にお答えします。
1点目のご質問については、学級閉鎖等の際、各家庭において持ち帰
ったタブレット端末を活用して、朝の健康観察やオンラインによる授
業等を行っています。今後は、オンライン授業の充実を図るため、教
員の指導力向上に向けた研修会等を実施してまいります。

2点目のご質問については、これまでも新型コロナウイルス感染症
の影響により、中止や規模を縮小した学校行事等もありましたが、コ
ロナ禍でも子どもたちに学校での楽しい思い出が残るよう、創意工夫
をして開催しています。

また、本年度から実施する、子どもたちの未来を応援する事業と連
携し、学校における子どもたちの思い出作りに取り組んでまいります。

3点目のご質問については、昨年度、中学校の学校祭では、参観す

る人数を制限して実施し、試行的に希望する保護者等を対象としたWEBによるライブ中継を行いました。今後は、感染状況により判断してまいります。

議長
加藤議員
(再質問)

8番 加藤 真悟議員。

教育長、御答弁ありがとうございます。質問内容の全般に渡りまして、事業計画にのっとり順調に推進されていると、私自身保護者の方を含め多くの方々が安心できる答弁だったと思います。そのなかで、さらに再質問させていただきます。1点目について、オンライン授業は聞いたところによると、いい形で授業が行われたと聞いております。そこで、通常の授業と比べ授業の進行スピードですとか、スムーズに行われているかどうか1点伺いたいのと、今後も臨時休校というのはコロナ以外でも起こり得ますし、やむを得ず登校できない状況に陥ってしまった生徒さん、児童にもオンラインで授業を行えるようになれば、非常に有効に活用できるものなのではないかと思っております。ですので、さらに充実したオンライン授業を推進していただきたいと思っております。さらに活用をしていってほしいと考えたときに、家庭学習に着目しまして、家庭学習もタブレットを希望する児童生徒に貸し出しするような形をつくって行うような考えというのはありますでしょうか。そして、学習用アプリ「スマイルネクスト」の活用状況について伺いたいと思います。

2点目の質問なんですけれども、withコロナ時代において楽しい思い出をどうにか子ども達に残してあげられないかと、やはり子ども達への行動制限があまりにもかわいそうだと私自身感じておりまして、なにか事業として私が案を持っているわけではないんですけれども、応援したいという気持ちが強くて質問させていただきました。答弁にありました子ども達の未来を応援する事業とありましたけれども、これについて詳細を教えてくださいたいと思います。

そして3点目なんですけれども、試行的に行ったライブ中継、中学校の学校祭なんですけれども保護者等から反応はどうだったのかと。また、改善点や課題等みえていれば伺いたいと思います。そして、ライブ配信ではなく、動画配信サービス等を利用して、いつでも見れるような形にする考えはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

加藤議員の再質問にお答えをいたします。授業の現在の進め方については、この臨時休校等がございましたなかでも特に支障のない形で進められていると思っております。

それから、2つ目のこれからの臨時休校等でのオンラインを行う考えということでございましたけれども、この春、保護者の方に対しては、新型コロナウイルスのオミクロン株の対応ですとか、臨時休業の考え方について記載したリーフレットを配布させていただきました。そのなかで新たな感染症対策についての周知をさせていただいたつもりでございます。今後も家庭との連携を含めた学校の状況を踏まえまして、刻々と変化してまいります感染状況に速やかに対応しながら、感染再拡大の状況によっては児童生徒の命と健康を守るというこ

とを最優先とすべきことから、タブレット端末によるオンライン学習を効果的に活用するなど、感染症対策と教育活動の両立に努めてまいりたいと考えております。

それから、家庭学習でのタブレット活用希望者に貸し出しの考えはあるかということでございましたけれども、現在タブレットについては学校の授業のなかで使うようにしております。これは昨年度整備されたGIGAスクール構想、このなかでもタブレットを活用したいいろいろな授業の取り組み、そして新学習指導要領に基づいた主体的・対話的で深い学びをしていくなかで、タブレットの活用は非常に大きなウエイトを占めてくると思います。そういったことから、まずは学校の中で活用させていただくと。それから子どもさんでそういった希望があった場合については、その授業が終わった後に、例えばクラブ活動的なものをつくって自分たちで活用するだとか、そういったことも検討できるのではないかなというふうに考えられるわけでございます。

それから、学習用アプリの活用状況でございますけれども、いま学習用アプリにつきましてはスマイルネクストというものを今年度から導入してございます。これについては、3つの学習ツールがございまして、ひとつはスマイルドリルということで、小学校であれば5教科、中学校であれば9教科の基礎学力が身に付く学習ドリルというふうになっております。それから、ドリルを持ち帰るということですね、ネットワークに繋がっていなくてもそのスマイルドリルを使うことができる。それでインターネット環境のない家庭でもドリル学習はできるようなものになってございます。これは例えば家庭でオンライン学習のときに、それぞれ担任のほうから宿題的にそのドリルを取り込んだなかで子ども達にやってもらおうという、そういう形になるものかと思っております。それから、スマイルノートと申しまして、児童生徒全体で活用できるデジタルノートと言われておりますけれども、資料作成ですとか発表、あるいは共同編集ができるというものでございます。この3つの学習ツールが揃ったアプリでございまして、活用については今後どんどん増えてくるのかなというふうに思っております。

それから、思い出づくりと申しますか、子ども達の未来を応援する事業のことをお聞きになりました。これにつきましては執行方針のなかでも若干お話をさせてもらった点もございますけれども、今年度子ども未来応援事業として、プロフェッショナル講演会事業、これは有名なプロの選手なり、著名人の方に小中学校の児童生徒に対して、いろいろと自分のこれまでの努力したことだとか、どういうふうに成功していったか、そういったことを子ども達に広く語っていただいて、子ども達に夢を持ってもらおうということで計画をしております。それから、チャレンジ・キャンプ事業ということで生活体験、例えばマッチの使い方がわからないだとか、火のおこし方がよくわからない、そういった生活体験ですとか、あるいは防災時のですね、自ら生きていくための教育、防災体験、こういったものを進めるチャレンジ・キャンプ事業というものを計画しております。それから、子ども文化・

スポーツ、全道大会などですね。こちらへの補助事業ということで、これまでは特定の競技種目等の全道、全国大会ありましたけれども、個人で何か文化的な活動をしているだとか、個人でやっているスポーツ、なかなかポピュラーでないスポーツに関してもですね、全道大会あるいは全国大会等あった場合には補助をしてみたいと。こういったことで子ども達の夢を叶えてあげたいということで、子ども未来応援事業を進める予定でございます。

それから最後に、中学校でのライブ中継での保護者の反応といえますか、質問がございましたけれども、実際に保護者の意向を伺いながらライブ中継を行ったわけですが、なかなか見ていただける方が少なかったというのが実態でございました。そういったことで、最初の答弁で申し上げましたように、今後につきましてもその反省を踏まえて、学校の各種行事が少しずつコロナからそれこそ脱コロナに向けていろいろと工夫しながら学校行事を進めております。以前の生活に早く戻れるように学校では進めておりますけれども、それに合わせて当然そういった保護者の方に入っていただく環境を整えていくことを進めていながらこれから向かってまいりたいというふうに考えております。

議長
加藤議員
(再々質問)

8番 加藤 真悟議員。

1点目の答弁のなかで、支障なくスムーズに授業の進行は行われているということで安心いたしました。タブレットを家庭学習に利用するという点においては、今の段階では学校でということで、またちょっと違う形で、クラブ活動で利用できればということだったんですけれども、学習用アプリスマイルネクストの点でオフラインでも活用できるという答弁だったと思ったんですけれども、これと家庭学習を結びつけるのであれば、やはり持ち帰った方が子ども達の学習意欲というものは上がるような気がしたんですけれども、その辺お考えを伺いたしたいと思います。

2点目については、子ども達の未来を応援する事業。こちらは様々な企画を組んでいただきまして、子どもたちのために未来を応援していただいているという答弁だと思いましたので、非常に安心いたしました。

3点目なんですけれども、ライブ中継を見る方が少なかったと。このなかでやはりコロナから脱却し、通常どおりのという答弁をいただいたんですけれども、ライブ中継以外にも動画配信サービスというものがあつたうえで通常どおりに戻って、保護者の方も自由に観覧に来ていただけるようになればさらにいいのかなと。実際に学芸会を見に行き、お家に帰ってきてその思い出のシーンをまた動画配信サービスで見れるほうが利便性としてはいいのかなと。親や遠方に住んでいる親戚の方もいらっしゃいますし、こういうのがあってもいいのではないのかなと。今はそこまで、仮にYouTubeでいいですと、簡単に動画のアップロードができますし、世界に発信するのではなく限定で公開するというのも可能ですので、プライバシーの問題ですとか、教職員の方の作業量の負担という点でも、浅はかな考えかもしれ

ませんが、できるのではないのかと思っているんですが、その辺も教育長のお考えを伺いたいと思います。

議長
教育長
(再々答弁)

教育長。

加藤議員の再々質問にお答えいたします。最初の質問のタブレットの持ち帰りの件でございますけれども、学校のほうでも授業で使った後は放課後等を使いながら充電をして翌日の授業につなげるということができてきます。そういったことから、現時点では持ち帰りについては厳しいのではないかなと思います。今後、学校とも子どもたちの使いやすい方向を探っていけないかということで、引き続き協議をさせていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

それから、2つ目の動画の配信サービスの関係でございますけれども、学校のほうでも動画配信につきましては著作権法が絡んでまいります。これは改正著作権法の第35条に、学校その他の教育機関における複製等という項目がございます。これが何かというと、学校での授業ですとか、あるいは特別活動、運動会ですとか、学芸会等の特別活動は、例外として著作権の許諾はいりませんよということで著作権法で定められています。そこには、その著作権の補償管理協会というところにその著作権料に代わる会費をひとり小学生でいうと120円、中学生でいうと180円のお金を支払ってはじめて学校からの配信ができるという仕組みになっております。これにつきましては、本町についてはもう予算化をしております、活用しているということでございます。ライブ配信は当然そういうことで配信できるんですけれども、議員言われたようにオンデマンドで終わった後に配信するというところをする場合につきましては、条件が3つ課せられております。ひとつは見れる期間を設定しなければいけないということでございます。2つ目には著作権と個人情報保護について保護者に事前に連絡しなさいということがあります。また、3つ目には、その視聴期間が終了した後は直ちに削除しなさいと。この3つがクリアされなければオンデマンドでの配信はできないということになっております。従いまして、この動画配信につきましては慎重に扱わなければならないということに考えておりますのでご理解いただければと思います。

議長

以上で加藤 真悟議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度南幌町一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長

ただいま上程をいただきました議案第29号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和3年度南幌町一般会計補正予算第11号であり、歳出では、ふるさと応援寄附事業、緊急経済支援事業等の減額。歳入では地方譲与税、地方交付税等の最終確定に伴う精査が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,420万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ81億8,409万3,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、宜しく御承認賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。副町長。

副町長

それでは、議案第29号 専決処分書 令和3年度南幌町一般会計補正予算（第11号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。15ページをお開きください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額1,226万3,000円の減額です。ふるさと応援寄附事業で、令和3年度ふるさと応援寄附金の確定に伴い関連経費を減額するものです。令和3年度寄附金額寄附金実績は、6,491件、9,746万6,158円。前年度対比2,285件、1,772万6,326円の減となっております。なお、実績資料を配付しておりますので参考として御覧ください。

3目財産管理費、補正額1,794万3,000円の減額です。財産管理経費で、財政調整基金積立金536万7,000円の追加。南幌温泉ハート&ハート基金積立金78万9,000円の減額。ふるさと応援基金積立金2,253万3,000円の減額。森林環境譲与税基金積立金、1万2,000円を追加するものです。

4目企画振興費、補正額200万8,000円の減額です。エリアマネジメント推進事業で、委託事業の内容変更に伴い精査するものです。

5目企業誘致推進費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。次ページにまいります。

3款民生費2項1目児童福祉総務費、補正額328万9,000円の減額です。学童保育事業で、事業費の確定により精査するものです。

5目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、175万円の減額です。子育て世帯生活支援特別給付金事業で、事業費の確定により精査するものです。低所得等の子育て世帯に対し、対象者1人につき5万円を支給するもので、62人、310万円の支給実績となっています。

6目子育て世帯臨時特別給付事業費、340万7,000円の減額です。子育て世帯への臨時特別給付金事業で、事業費の確定により精査するものです。児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除く0歳から18歳以下の子ども1人につき10万円を支給するもので、820人、8,199万3,000円の支給実績となっております。次ページにまいります。

4款衛生費1項2目予防費、補正額415万5,000円の減額です。感染症予防事業並びに新型コロナウイルスワクチン接種事業で、それぞれ令和3年度分の事業費確定により精査するものです。

次に、5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額144万円の減額です。担い手育成対策事業で、事業費の確定により精査するものです。次ページにまいります。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額649万2,000円の減額です。緊急経済支援事業で、飲食店応援チケット事業補助金123万円の減額。食品製造業町民還元販売助成金101万4,000円の減額。小規模事業者持続化特別補助金424万8,000円の減額。

それぞれ事業費の確定によるものです。なお、実績といたしまして、飲食店応援チケット事業は、955世帯に、チケット4,838セットを販売し、額面総額2,419万円のうち、99%に当たる2,394万6,000円の利用となりました。食品製造業町民還元事業は、769世帯から1,493セットの申込みがあり、11事業者に対し、298万6,000円を助成いたしました。小規模事業者持続化特別補助金は、2件、75万2,000円を交付しております。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に、9款教育費1項3目教育振興費、補正額145万3,000円の減額です。高等学校等通学費補助事業で、事業費の確定により精査するものです。147名に対し補助金を交付しております。

次に、歳入の説明を行います。予算書9ページを御覧ください。

1款町税1項2目法人、補正額625万4,000円の追加です。

5項1目入湯税、補正額79万円の減額です。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、補正額275万9,000円の追加です。

2項1目自動車重量譲与税、補正額307万5,000円の追加です。次ページにまいります。

3項1目森林環境譲与税、補正額1万2,000円の追加です。

4款配当割交付金1項1目配当割交付金、補正額166万4,000円の追加です。

5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金、225万円の追加です。

6款法人事業税交付金1項1目法人事業税交付金、補正額609万円の追加です。次ページにまいります。

7款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額967万2,000円の追加です。

8款ゴルフ場利用税交付金1項1目ゴルフ場利用税交付金、補正額187万8,000円の追加です。

9款環境性能割交付金1項1目環境性能割交付金、補正額105万3,000円の追加です。それぞれ確定によるものでございます。

次に、11款地方交付税1項1目地方交付税、補正額7,727万5,000円の追加です。特別交付税の確定によるもので、これにより特別交付税の交付総額は4億3,727万5,000円となります。次ページにまいります。

15款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金、補正額137万9,000円の減額です。1節保健衛生費国庫負担金で、負担金の確定によるものです。

2項1目総務費国庫補助金、補正額128万1,000円の減額です。1節、総務管理費国庫補助金で、補助金の確定によるものです。

2目民生費国庫補助金、補正額545万円の減額です。3節子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、4節子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で、それぞれ補助金の確定によるものでございま

す。

3目衛生費国庫補助金、補正額137万円の減額です。1節保健衛生費国庫補助金で、補助金の確定によるものです。

4目土木費国庫補助金、補正額2,649万円の追加です。1節社会資本整備国庫補助金、2節臨時道路除雪事業費補助金で、それぞれ補助金の確定によるものです。なお、臨時道路除雪事業費補助金につきましては、昨年度、平年を大きく上回る降雪となったことから、臨時特別措置として交付されたものでございます。次ページにまいります。

16款道支出金2項3目衛生費道補助金、補正額71万5,000円の減額です。1節保健衛生費道補助金で、補助金の確定によるものです。

次に、18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額15万円の追加です。令和4年3月31日付けで退職した町職員3名と消防職員2名からの寄附金です。

3目ふるさと応援寄附金、補正額2,253万4,000円の減額です。令和3年度ふるさと応援寄附金の確定によるものでございます。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1億5,731万7,000円の減額です。財源調整を行うもので、これにより令和3年度末の基金残高は8億8,127万9,506円となります。

3目ふるさと応援寄附金、補正額150万円の減額です。財源調整を行うもので、これにより令和3年度末基金残高は1億5,483万3,732円となります。次ページにまいります。

21款諸収入5項5目雑入、補正額48万6,000円の減額です。飲食店応援チケット販売収入額の確定により減額するものでございます。以上歳入歳出それぞれ5,420万円を減額し、補正後の総額を81億8,409万3,000円とするものです。

以上で議案第29号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第29号専決処分の承認を求めることについて(令和3年度南幌町一般会計補正予算(第11号))は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程6 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第30号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の改正に伴い、町税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、御承認賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議 長
税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

それでは、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例制定）についてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、原則として4月1日施行に伴い町税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分として公布したところであり、本日の議会で報告し、承認を求めるものでございます。

今回の地方税法等の一部改正における、町税条例の主な改正点は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料等に関する規定、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等、ならびに商業地等に係る令和4年度分の固定資産税の特例に関する規定の整備等を行うものです。

それでは、別途配布いたしました、議案第30号資料の新旧対照表にてご説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、下線の箇所が改正部分でございます。

第34条の7は寄附金税額控除の規定で、経過措置の終了に伴う字句の削除でございます。

続いて、2ページ、第48条は法人の町民税の申告納付に関する規定で、法改正に伴い引用項を改めるものでございます。

続いて、3ページ、第73条の2は固定資産課税台帳の閲覧の手数料に関する規定で、法改正に伴い、ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供することができることとする改正でございます。

第73条の3は固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の規定で、法改正に伴い、ただし書の規定による措置を講じたものを交付することができることとする改正でございます。

附則第10条の2は法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定で、法改正に伴い引用項を改めるものでございます。

続いて、4ページ、附則第10条の3は新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、法改正に伴い、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴うものでございます。

続いて、5ページ、附則第12条は宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する規定で、法改正に伴い、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の2.5%とするものでございます。

続いて6ページ、改正附則でございます。附則第1条は、施行期日を規定するものです。

附則第2条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものです。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程7 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第31号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の改正に伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、御承認賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第31号 専決処分書、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

本条例の制定につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、本年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を3月31日に専決処分し、公布したところであり、本議会定例会において報告し承認を求めるものです。

初めに、改正の概要について申し上げます。本条例の改正につきましては、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中間所得者層に配慮した保険税設定を図るため、課税限度額の引上げについて、地方税法施行令が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

それでは、別途配付しています、議案第31号資料新旧対照表を御覧ください。左側が改正後の新条例、右側が改正前の旧条例、下線の箇所が改正部分です。

第2条（課税額）第2項の基礎課税額の規定については、限度額を63万円から2万円引上げ、65万円に改め、第3項の後期高齢者支援金等課税額の規定については、限度額を19万円から1万円引き上げ、20万円に改めるものです。なお、合計の課税限度額では、現行99万円を改正後102万円とするものです。次ページを御覧ください。

第26条（国民健康保険税の減額）第1項の規定については、第2条の限度額の改正に伴い、改めるものです。

次に、下段の附則第3項（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）の規定については、文言の修正による規定の整備を行うものです。次ページを御覧ください。

附則として、第1項、施行期日、この条例は令和4年4月1日から施行する。

第2項、適用区分、この条例による改正後の南幌町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で議案第31号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程8 議案第32号から日程9 議案第33号までの2議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程8 議案第32号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第1号）

●日程9 議案第33号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

以上2議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第32号及び議案第33号の2議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第32号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、観光周遊策推進事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、中央公園改修に係る経費等の追加。歳入では、歳出補正予算の各事業に係る国庫支出金及び道支出金、企業版ふるさと応援寄附金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,873万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,645万4,000円とするものです。

議 長
副 町 長

次に 議案第33号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、修繕料の追加。歳入では、一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ253万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,217万5,000円とするものです。

議案第32号につきましては副町長が、議案第33号につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。副町長。

令和4年度南幌町一般会計補正予算（第1号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。11ページを御覧ください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額300万円の追加です。財産管理経費で、企業版ふるさと応援寄附金を積み立てるものです。後ほど歳入で説明いたしますが、企業2社より寄附を受けたものでございます。

4目企画振興費、補正額4,000万7,000円の追加です。エリアマネジメント推進事業で、子ども室内遊戯施設プロモーションに係るポスター、リーフレット作成、広告宣伝媒体によるPR等委託料の追加。観光周遊策推進事業で、デジタルサイネージ、町内案内看板等の設置に係る経費を追加するものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額117万2,000円の追加です。次ページにかけて、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で、1世帯当たり10万円を給付する令和3年度からの事業について、本年6月1日からの制度運用が変更され、支給対象者が、令和3年度分の住民税均等割であったが、令和4年度分の住民税均等割が非課税となった世帯、または令和4年1月以降に家計が急変した世帯に拡大されたことから、必要な経費を追加するものです。

2項1目児童福祉総務費、補正額482万7,000円の追加です。子育て世帯生活支援特別給付金事業で、低所得者の子育て世帯に対し、対象者1人当たり5万円を支給するもので、次ページにかけまして、消耗品、システム改修、給付金などの経費を追加するものです。支給対象者につきましては、令和4年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の受給者及び高校生の養育者のうち、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者、または令和4年1月以降に家計が急変した世帯となります。次に、子育て世帯への臨時特別給付事業で、令和3年度事業の事務費返還金を追加するものです。

次に、4款衛生費1項2目予防費、補正額664万円の追加です。新型コロナウイルスワクチン接種事業で、4回目の接種に係る経費として、次ページにかけまして、ワクチン接種委託料、システム改修費、システム使用料などの経費を追加するものでございます。

5目保健福祉総合センター管理費、補正額132万円の追加です。保健福祉総合センター管理経費で、あいくる冷暖房用ポンプ設備の故

障により修繕料を追加するものです。

次に、５款農林水産業費１項２目農業振興費、補正額１億４，８４７万１，０００円の追加です。担い手育成対策事業で、麦、大豆の生産拡大を図るため、国が営農技術や機械導入に対する支援として、８団体が補助採択されたことにより、補助金を追加するものでございます。次ページにまいります。

７款土木費３項２目公園費、補正額７９０万６，０００円の追加です。公園施設管理事業で、中央公園駐車場入口変更に伴う取付道路移設実施設計費、大雪により破損した中央公園パークゴルフ場、防護柵の改修工事費を追加するものです。

３目公共下水道費、補正額２５３万円の追加です。下水道事業特別会計繰出金で、詳細は後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

次に、９款教育費２項１目学校管理費、補正額１９８万円の追加です。校舎管理経費で、小学校暖房用ボイラー温度センサーの故障により修繕料を追加するものです。次ページにまいります。

１１款予備費１項１目予備費、補正額８８万円の追加です。総務費、参議院議員選挙費、ポスター掲示場設置及び撤去費への充用分を追加するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。予算書８ページを御覧ください。

１５款国庫支出金１項２目衛生費国庫負担金、補正額２２２万２，０００円の追加です。１節保健衛生費国庫負担金で新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る負担金です。

２項１目総務費国庫補助金、補正額３，５５８万２，０００円の追加です。１節総務管理費国庫補助金で、地方創生推進交付金として、子ども室内遊戯施設プロモーション業務に係る補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、観光周遊推進事業に係る国庫補助事業の地方負担分に対する別枠補助金です。デジタル田園都市国家構想推進交付金として、観光周遊策推進事業におけるデジタルサイネージ設置に係る補助金です。

２目民生費国庫補助金、補正額５８１万２，０００円の追加です。２節児童福祉費国庫補助金で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る補助金です。３節社会福祉費国庫補助金で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る補助金です。

３目衛生費国庫補助金、補正額４４１万８，０００円の追加です。１節保健衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補助金です。

次に、１６款道支出金２項４目農林水産業費道補助金、補正額１億４，８４７万１，０００円の追加です。水田麦・大豆産地生産向上事業に係る補助金です。次ページにまいります。

１７款財産収入２項１目不動産売払収入、補正額１２万２，０００円の追加です。道央圏連絡道路長沼南幌道路工事に伴い、町有地、三筆５４４．０８平方メートルを国へ売払いするものです。

次に、１８款寄附金１項１目一般寄附金、補正額２９万円の追加です。１節一般寄附金で、緑町町内会の蔵喜久夫様より叙勲受章に際し

10万円、第15区の内田寿美子様より20万円の寄附をいただいたものです。3節ふるさと応援寄附金、補正額300万円の追加です。企業版ふるさと応援寄附金として、南幌工業団地へ進出した山口県に本店を置く株式会社トクヤマ様より100万円、札幌市北土建設株式会社様より200万円の寄附をいただいたものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,852万3,000円の追加です。財源調整を行うものです。次ページにまいります。

21款諸収入5項5目雑入、補正額29万3,000円の追加です。1節雑入で、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る国庫補助金の精算金です。

以上、歳入歳出それぞれ2億1,873万3,000円を追加し、補正後の総額を63億6,645万4,000円とするものです。

以上で議案第32号の説明を終わります。

都市整備課長

次に、議案第33号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。8ページを御覧ください。

1款下水道事業費1項2目管理費、補正額253万円の追加です。

10節需用費で修繕料の追加でございます。修繕の内容として、南幌町の下水道は晩翠汚水中継ポンプ場から江別市へ汚水を圧送しております。圧送するための中継ポンプが現在3台あり、そのうち1台のナンバー3、汚水ポンプ用の電動機が老朽化により故障したため、救急修繕に要する費用を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページを御覧ください。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額253万円の追加です。緊急修繕に要する費用について、一般会計からの繰入金を追加するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ253万円を追加し、補正後の総額を2億9,217万5,000円とするものです。

以上で議案第33号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第32号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第32号については質疑を終結いたします。

次に、議案第33号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第33号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第32号 令和4年度南幌町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第33号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、13時まで休憩をいたします。

(午前11時50分)

(午後 1時00分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程10 議案第34号 運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第34号 運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、子ども室内遊技施設建設に伴い中央公園テニスコートを廃止するため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長

議案第34号 運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

本条例の改正につきましては、子ども室内遊戯施設建設による中央公園内のテニスコート施設の廃止に伴い、本案を提案するものでございます。

別途配付しています議案第34号資料、新旧対照表で御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例、下線の部分が改正点でございます。

第2条、名称及び位置では、テニスコートの項中、南幌町美園3丁目1番中央公園内を削除するものです。

次に、別表第6条関係では、ア、中央公園内テニスコートの項を削除し、次ページの、イ、なんぼろリバーサイド公園内テニスコートを、なんぼろリバーサイド公園内テニスコートに改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上で議案第34号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 内田 恵子議員。

内田議員

運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、このことに反対するものではありません。ただ、このテニスコートは前の管理人さんからお聞きしていたんですけれども、中央公園のパークゴルフなど利用率が下がる、下支えになっていたと。地方からの学生さんなどが利用していただけて助かるという言葉は、何年も前に聞いておりました。

それで、今後南幌町としては子育てのまち南幌をうたい、また、アスリートを育てる町、文化伝承する町として、町民から近くにテニスコートをということ望む声上がるのではないかと私は思っております。そしていろんなところを歩いて見ると、やはり町なかにそういう公園があったり、そういう運動施設があったりすると、豊かさを感じます。心の豊かさですね。やっぱり全部郊外のほうに持っていくと楽というか、つくりやすいというものもあるんでしょうけど、常に町なかでそういう声を聞きながら生活できるありがたさというか、また将来的にそういうものを目指すことができればなど。子どもの遊戯施設は遊戯施設として、本当に楽しみなものなんですけれども、子どもの遊び場、また、大人、学生さん、そういうものが集える場所が必要だと思います。いまひとつ失いますけれど、このことについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。宜しく願いいたします。

議 長
町 長

町長。

テニスコートの廃止に当たりましては、利用状況等を以前に説明申し上げましたが、現在、昨年と一昨年はコロナによりましてほとんど利用はない状況でございます。コロナ前でございましたけれども、中央公園の利用者については、ほとんど町外の方ということで、それも限定的な方ということで私どもは押さえてございます。ただ、これからそういうような、今、屋外のスポーツ等がですね、やはりまた、見直しつつございます。キャンプも含めてですね、そういうものが盛んになるというようなことも想定されます。一方町内の運動施設、野球場を含め町内の運動施設の多くがかなり老朽化してございます。それらも含めまして、そういう声も検討しまして、これからの運動施設の在り方といいますか、そういうものは検討していきたいというふうに考えてございます。

議 長
内田議員

1 番 内田 恵子議員。

内容、中身というのはよくわかりますので、また、若い人や職員を育てる、また新たに子育て世代に来ていただく、そういうふうに考えていただけて、ひとつ長い目でみてぜひ検討して心豊かに暮らせるまちづくりをお願いしたいと思い、終わります。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第 3 4 号 運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程 1 1 議案第 3 5 号から日程 1 3 議案第 3 7 号までの 3 議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程 1 1 議案第 3 5 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

●日程 1 2 議案第 3 6 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

●日程 1 3 議案第 3 7 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

以上、3 議案について一括して議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました、議案第 3 5 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第 3 6 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第 3 7 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、いずれも一部事務組合の新規加入に伴い、組合規約の変更について構成団体との協議が必要なことから、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第 3 5 号から議案第 3 7 号の 3 議案につきまして御説明申し上げます。

3 議案は、いずれも一部事務組合に加入している構成団体の増減があった場合、組合規約の変更が必要となり、組合の構成市町村などに対し協議を求められたことから提案をするものでございます。

初めに、議案第 3 5 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について説明を申し上げます。

別途配布しております、議案第 3 5 号資料、新旧対照表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正箇所でございます。

別表第 1、とかち広域消防事務組合の次に、上川中部福祉事務組合を加えるものです。

附則として、この規約は、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、議案第 3 6 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について説明をいたします。

別途配布しております、議案第 3 6 号資料、新旧対照表を御覧願

ます。右側が改正前、左側が改正後、下線のか所が改正箇所でございます。

まず、別表第1、上川総合振興局の項中、(30)を(31)に改め、上川広域滞納整理機構の次に、上川中部福祉事務組合を加えるものです。

次に、別表第2の9項中、上川広域滞納整理機構の次に、上川中部福祉事務組合を加えるものです。

附則として、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

次に、議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について説明いたします。

議案第37号資料、新旧対照表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正箇所でございます。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、上川管内の項中、富良野広域連合の次に、上川中部福祉事務組合を加えるものです。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第35号から議案第37号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第35号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第36号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第36号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第37号 北海道市町村職員退職組合理約の変更についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第37号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程14 報告第2号 令和3年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました、報告第2号令和3年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、報告第2号 令和3年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

次ページを御覧願います。今回報告する繰越明許費につきましては、本年3月第1回議会定例会におきまして議決をいただいているものでございます。

内容としましては、2款総務費1項総務管理費、子育て世代住宅建築費助成事業、翌年度繰越額、1,550万円。子育て世代に対する9件分の住宅建築費助成金です。

同じく、2款1項子ども室内遊戯施設整備事業、翌年度繰越額、8億1,024万円。子ども室内遊戯施設に係る実施設計、建築・整備工事費分です。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費、戸籍等窓口事務事業、翌年度繰越額、273万3,000円。住民基本台帳ネットワークシステム改修に係るものです。

次に、3款民生費1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、翌年度繰越額、6,522万2,000円。国における経済対策の一環である住民税非課税世帯等に対する給付金です。

次に、5款農林水産業費1項農業費、農業経営高度化促進事業、翌年度繰越額、810万円。国の補正による鶴城地区に係るパワーアップ事業分です。

同じく、5款1項農業水路等長寿命化・防災減災事業、翌年度繰越額、3,033万円。南7線排水路改修工事に係るものです。

同じく、5款1項排水機場施設管理事業、翌年度繰越額、3,002万4,000円。南幌向揚水機場設備工事に係るものです。

次に、9款教育費1項教育総務費、学校保健衛生事業、翌年度繰越額、200万円。小中学校の新型コロナウイルス感染症対策に係るものです。

いずれの事業につきましても、令和3年度内に執行することができないため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

報告第2号 令和3年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告済みといたします。

●日程15 報告第3号 令和3年度南幌町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました報告第3号 令和3年度南幌町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。

詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、報告第3号 令和3年度南幌町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

次ページを御覧願います。内容としましては、2款総務費1項総務管理費、高度無線環境整備推進事業、翌年度繰越額、3億1,680万円。

本事業につきましては、町内全域の光ファイバー整備に係るもので、令和2年度から令和3年度に繰越明許費として繰り越した事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業者におきまして必要部材調達の遅延が発生し、令和3年度内の完了が困難となったことから、地方自治法第220条第3項の規定により、事故繰越しとして翌年度に繰り越すものです。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

報告第3号 令和3年度南幌町一般会計事故繰越し繰越計算書については、報告済みといたします。

●日程16 発議第10号 議員派遣承認についてを議題といたします。

議員の派遣承認につきましては、空知町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程 17 発議第 11 号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3 委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程 1 発議第 12 号から追加日程 2 発議第 13 号の 2 議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、追加日程 1 発議第 12 号から追加日程 2 発議第 13 号までの 2 議案を追加いたします。

●追加日程 1 発議第 12 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6 番 本間 秀正議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第 12 号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程 2 発議第 13 号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6 番 本間 秀正議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

本間議員
議長

本間議員
議長

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第13号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本定例会はただいまをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時33分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

9 番 _____

10 番 _____